

新型コロナウイルス感染症患者の療養解除日について

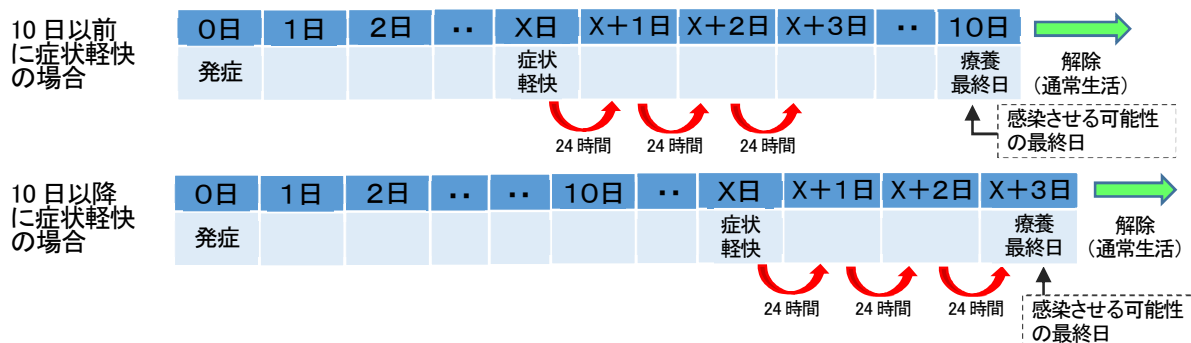
療養解除日の判断基準

- ・在宅療養の方の療養解除日の判断基準（概要）は以下の通りです。一般的には、発症日（無症状患者では検体採取日）を0日目とした10日目（無症状患者は7日目）が経過するまでが療養期間で、その翌日が療養解除日です。

療養解除日の判断基準(概要) 2022年1月28日時点

【有症状患者の場合】

発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合



※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること（症状がすべて無くなることを必要とはしません）

【無症状患者の場合】

陽性確定に係る検体採取日から7日間経過した場合（オミクロン株以外が確認の場合は10日間）



※解除後も10日間経過するまでは、検温などご自身で健康状態を確認して下さい。

療養解除となった方

- ・仕事や通学など通常の生活を再開していただいて差し支えありません。
- ・解除の時点で、何らかの症状（コロナ後遺症の可能性）が残っていることがありますが、その場合は一般医療機関にご相談ください。
- ・また、感染者でも再感染の可能性が否定できないことから、マスク着用など引き続き感染予防に努めてください。感染者に対してもワクチン接種は推奨されています。